

木造住宅の耐震化支援事業について

- 1 耐震診断に対する支援（木造住宅耐震診断士派遣事業及び京町家耐震診断士派遣事業）
 京都市から「木造住宅耐震診断士」及び「京町家耐震診断士」を派遣し、すまいの耐震診断を行います。診断後は、耐震診断士が耐震診断結果について御説明いたします。
 平成30年度は、昨年度に引き続き、耐震診断の料金を無料とします。
 また、将来的な耐震改修工事の参考となるよう、希望者には、耐震診断士が引き続き耐震改修基本計画（「2 耐震改修基本計画の作成に対する支援」参照）を作成します。

	木造住宅	京町家等
対象住宅	<ul style="list-style-type: none"> 柱、梁等の主要構造部が全て木造である住宅 昭和56年5月31日以前に着工されたもの 一戸建ての住宅、長屋又は共同住宅で、居住部分の床面積が延べ面積の2分の1以上のもの 地上階数が3以下で、延べ面積が200㎡以下のもの ※ 長屋又は共同住宅にあっては、各住戸の延べ面積が200㎡以下かつ1棟の延べ面積が500㎡以下のもの	<ul style="list-style-type: none"> 柱、梁等の主要構造部が全て木造であって、伝統的な構法によって造られている住宅 昭和25年11月22日以前に着工されたもの 一戸建ての住宅、長屋又は共同住宅で、居住部分の床面積が延べ面積の2分の1以上のもの 地上階数が2以下で、延べ面積が500㎡以下のもの
申請者	対象住宅の所有者又は居住者（予定を含む。）	
料 金	平成30年度も無料！	
調査内容	目で見える範囲の調査と、それを補うための聞き取り調査を行います。（2～3時間程度）	目で見える範囲の調査と、それを補うための聞き取り調査を行います。（1日程度）
申請期間	平成30年4月9日（月）から平成31年1月31日（木）まで（消印有効） ※ 申請期間内であっても、予算の範囲を超える日をもって受付を終了します。	
募集件数	200件程度（先着）	250件程度（先着）
申請方法	専用の申請用紙に必要事項を記入し、窓口（京安心すまいセンター）へ持参又は郵送してください。 ※ 専用の申込用紙は区役所等の窓口で配布のリーフレットに付属しています。	

2 耐震改修基本計画の作成に対する支援（耐震改修基本計画作成事業）

将来的な耐震改修工事の参考となるよう、定額2万円の御負担で、耐震改修基本計画を作成します。

	木造住宅	京町家等
対象住宅	・ 前ページの「1 耐震診断に対する支援」を実施した上部構造評定が1.0相当未満であるもの ・ 耐震診断後に対象建築物の増築，改築，修繕模様替え又は一部の除却等を行っていないもの	
申請者	対象住宅の所有者又は居住者（予定を含む。）	
料 金	2万円	
申請期間	平成30年4月9日（月）から平成31年1月31日（木）まで（消印有効） ※ 申請期間内であっても、予算の範囲を超える日をもって受付を終了します。	
募集件数	30件程度（先着）	30件程度（先着）
申請方法	専用の申請用紙に必要事項を記入し，窓口（京安心すまいセンター）へ持参又は郵送してください。 ※ 専用の申込用紙は区役所等の窓口で配布のリーフレットに付属しています。	

3 耐震改修工事に対する支援

(1) 木造住宅耐震改修助成事業及び京町家等耐震改修助成事業

耐震診断の結果、安全性が低いと診断された木造住宅を対象に、耐震改修工事に要する費用の一部を補助します。ただし、耐震改修設計を未実施の場合、耐震改修設計の費用も補助の対象に含むことができます。

	木造住宅耐震改修助成事業	京町家等耐震改修助成事業
対象住宅	<ul style="list-style-type: none"> 柱、梁等の主要構造部が全て木造である住宅 一戸建ての住宅、長屋又は共同住宅で、居住部分の床面積が延べ面積の2分の1以上のもの 耐震診断の結果、上部構造評点が1.0相当未満と診断されたもの 耐震改修設計を終えているもの又はこれから実施するもの 	<ul style="list-style-type: none"> 昭和25年11月22日以前に着工されたもの 地上階数が2以下のもの 伝統的な構法によって造られている住宅
申請者	対象住宅の所有者又は居住者（予定を含む。）	
補助対象となる事業	地震に対して安全な構造となる耐震改修工事 ※ 耐震改修設計を未実施の場合は、耐震改修設計も含む。	
補助額	補助対象費用の 10分の8 1戸当たりの上限額 100万円	補助対象費用の 10分の8 1戸当たりの上限額 京町家等： 120万円 （※） 景観重要建造物等： 160万円 （※） ※ 延べ面積が120㎡を超える場合、その超過面積1㎡当たり1万円を引き上げます。 [京町家等：最大300万円 景観重要建造物等：最大340万円]
	※ 改修内容によって、補助額が異なります。 ※ 密集市街地又は細街路において、耐震改修工事と併せて一定の防火対策を行う場合は、補助額が上乘せされることもあります。（詳細は5ページ(3)参照）	
申請期間	平成30年4月9日（月）から平成31年3月15日（金）まで ※ 申請期間内であっても、予算の範囲を超える日をもって受付を終了します。	
募集件数	25件程度（先着）	14件程度（先着）
申請方法	工事の契約・着手の前※に、必ず、窓口（京安心すまいセンター）で交付申請を行ってください。 ※ 補助対象に耐震改修設計を含む場合は、設計の契約・着手前	

(2) まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業

分かりやすく、手順が簡単で、費用負担が少なく済み、かつ耐震性が確実に向上する様々な工事を補助対象としてあらかじめメニュー化し、メニューに該当する木造住宅の耐震改修工事に要する費用の一部に対して補助を行います。

平成30年度は、京町家の耐震化に有効な「土壁の新設」及び「土壁の修繕」に対する補助額を充実します。

ア 対象住宅

- ・ 柱、梁等の主要構造部が全て木造である住宅
- ・ 昭和56年5月31日以前に着工されたもの
- ・ 一戸建ての住宅、長屋又は共同住宅で、居住部分の床面積が延べ面積の2分の1以上のもの

イ 申請者

対象住宅の所有者又は居住者（予定を含む。）

ウ 補助対象となる工事と上限額

	在来工法	補助 限度額	伝統構法	補助 限度額
メニュー	①耐震壁の設置	15万円	⑨土壁の新設	60万円
	②屋根の軽量化	20万円	⑩屋根の軽量化	20万円
	建築物の健全化		建築物の健全化	
	③根継ぎ等による土台 又は柱等の劣化、蟻害 の修繕	20万円	⑪根継ぎ等による土台 又は柱等の劣化、蟻害 の修繕	20万円
	④水平方向、垂直方向等 の歪みの補正	20万円	⑫水平方向、垂直方向等 の歪みの補正	20万円
	⑤基礎のひび割れ等の 補修	10万円	⑬礎石等の基礎の補修	20万円
			⑭土壁の修繕	40万円
	⑥屋根構面又は2階床組 若しくは小屋組の 水平構面の強化	10万円	⑮屋根構面又は2階床組 若しくは小屋組の 水平構面の強化	10万円
	⑦有筋の基礎の増設	15万円	⑯柱脚部への足固め、 根がらみの設置	10万円
	⑧シェルターの設置	30万円	⑰シェルターの設置	30万円
付帯工事				
	⑱外壁等の劣化部分の修繕			5万円
	⑲土管の撤去			
	⑳防蟻処理			

※ メニュー①・⑨は耐震診断及び耐震改修設計が必要です。

※ 付帯工事のみでは補助の対象となりません。ほかのメニューと併せて申請してください。

※ メニュー⑱・⑳は、次のメニューと併せて申請してください。

在来工法：メニュー③・⑤・⑦ 伝統構法：メニュー⑪・⑬・⑯

※ 市内業者が元請負人又は下請負人として補助対象工事を施工する必要があります。(⑧・⑰は除く)

エ 補助額

各工事メニューの工事費用の10分の9

1戸当たりの補助上限額は60万円

※ 複数メニューを組み合わせることも可能

※ 密集市街地において、耐震改修工事と併せて一定の防火対策を行う場合は補助額の2分の1相当（最大15～30万円）を上乗せ（詳細は(3)参照）

オ 申請期間

平成30年4月9日（月）から平成31年3月15日（金）まで

※ 申請期間内であっても、予算の範囲を超えた場合には受付を終了します。

カ 募集件数

730件程度（先着）

キ 申請方法

工事契約・工事着手の前に、必ず、窓口（京安心すまいセンター）で交付申請を行ってください。

(3) 密集市街地や細街路における補助額の上乗せについて

	木造住宅耐震改修助成事業 京町家等耐震改修助成事業	まちの匠の知恵を活かした 京都型耐震リフォーム支援事業
対象建築物	①密集市街地等(※1)又は細街路(※2)における木造住宅、京町家等 ②密集市街地等における防災まちづくり重点路線沿道(※3)の木造住宅、京町家等	①密集市街地等(※1)における木造住宅、京町家等 ②密集市街地等における防災まちづくり重点路線沿道(※3)の木造住宅、京町家等
防火対策の要件	(1)又は(2)のいずれかの工事を実施すること (1) 建築物前面の道の避難安全性の向上のため、道からの延焼のおそれのある部分について行う、以下の(ア)～(イ)のいずれかの工事 (ア) 外壁を防火構造とする工事 (イ) 軒裏を防火構造とする工事 (イ) 外壁の開口部に防火設備を設ける工事 (2) 感震ブレーカーを設置する工事	
上乗せ額	(1)又は(2)のいずれか少ない額とする。 (1) 補助額の2分の1相当 (2) ①の場合は、15万円 ②の場合は、30万円	

(※1) 「歴史都市京都における密集市街地対策等の取組方針」（平成24年7月京都市策定）に定める「優先的に防災まちづくりを進める地区」及び京都市密集市街地・細街路における防災まちづくり推進制度実施要綱（以下「防災まちづくり実施要綱」という。）第9条第1項の規定に基づく認定を受けた防災まちづくり活動団体の活動区域をいいます。

(※2) 幅員が4メートル未満の道（細街路）をいいます。

(※3) 防災まちづくり重点路線とは、防災まちづくり実施要綱第13条第1項の規定に基づき認定された「路地・まち防災まちづくり計画」において、沿道の耐震化を促進すべき路線として位置付けられているもので、本市が指定するものをいいます。